

4. 「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に基づく省エネルギー対策

表. 「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に基づく産業・民生・運輸部門の省エネルギー対策

対策	省エネルギー量の考え方	省エネルギー量 (原油換算: 万kl)
【産業部門における対策】		188.3
第一種指定工場における省エネ判断基準の徹底	工場での省エネ対策の強化により、経団連環境自主行動計画もしくは年率1%程度の原単位改善目標を達成する	177.5
第二種指定工場における省エネ判断基準の徹底	工場での省エネ対策の強化により、年率0.5%程度の原単位改善目標を達成する	10.7
中小企業への省エネ指導推進	工場での省エネ対策の強化により、年率0.5%程度の原単位改善目標を達成する	
【民生部門家庭系における対策】		54.5
住宅の省エネルギー基準の強化	新築住宅の90%が、省エネルギー法の改正による、新しい省エネルギー基準に準拠した住宅を導入する	10.3
高効率機器の採用	省エネルギー法の改正による、新しい省エネルギー基準に準拠したテレビ、ビデオ、エアコン、照明器具等の普及を図る	8.2
ライフスタイルの改善	ほとんどの県民(90%)が、省エネ、環境保全に配慮したライフスタイルを実行する	36.0
【民生部門業務系における対策】		22.1
建築物の省エネルギー基準の強化	新築建築物の90%が、省エネルギー法の改正による、新しい省エネルギー基準に準拠した建築物を導入する	13.8
高効率機器の採用	省エネルギー法の改正による、新しい省エネルギー基準に準拠したOA機器、エアコン、照明器具等の普及を図る	3.3
ワークスタイルの改善	90%の事業所で、省エネ、環境保全に配慮したワークスタイルを実行する	5.0
【運輸交通部門における対策】		79.7
ガソリン車、ディーゼル車の燃費改善(自動車単体での対応)	省エネ法に基づくトップレベルの低燃費車を積極的に導入する(全自動車の50%)	36.0
物流の効率化	貨物輸送に関して、鉄道・内航貨物輸送を推進するほか、トラックの積載効率を向上する	14.4
公共交通機関の利用促進	鉄軌道の整備、鉄軌道・バス・タクシーのサービス改善のほか、結節点の整備等により、公共交通機関の利用促進を図る	8.1
ITSの推進、信号制御・路上工事の短縮等による自動車交通の円滑化	ナビゲーションの高度化、自動料金収受システム、ITSを推進するほか、信号制御・路上工事の縮減等により交通流を円滑化する	7.8
情報通信を利用した交通代替の推進	情報通信を活用した在宅勤務やサテライトオフィスの普及を推進することにより、通勤・出勤等の移動に伴う交通量を削減する	6.1
鉄道に関するエネルギー消費効率の向上	全鉄道会社がエネルギー消費原単位を削減する	1.0
自動車の節約運転	県内のほとんどの自動車運転者(全自動車の90%)がエコドライブを実行する	6.3